

遠隔診療の保険適用要件について

<平成30年4月以降に、遠隔診療を開始した患者様の取扱い>

(1) (松本医院の場合) 難病外来指導管理料を算定している患者様 (例えば潰瘍性大腸炎、クローン病、シェーグレン症候群などの患者様) を除き、保険適用で遠隔診療は行えません。 **※自費診療であれば、遠隔診療を行えます。**

(2) 難病外来指導管理料 (初診から1ヵ月経過後、外来受診した際に算定されます) を初めて算定してから6ヵ月経過するまでは遠隔診療ができません。

(3) 難病外来指導管理料を初めて算定してから6ヵ月経過して以降は、直近12ヵ月で6回以上対面診察を受けていれば、遠隔診療を実施できるようになります。

(4) 最後に対面診察を受けてから3ヵ月以上経過している場合は、遠隔診療ができません。

(5) 遠隔診療をする際には、TV電話を用いて診察しなければなりませんので、遠隔診療を開始するまでに、ビデオ通話を行なうための設定やテストをさせていただきます。 **※自費診療であれば、当面は電話診察でもお薬をお送りできます。**

(6) TV電話や電話による診察を受ける際には、オンライン診療システム利用料を徴収させていただきます

具体的には以下のような流れで受診していただきます (平成30年4月に治療を開始された患者様の場合)

難病外来指導管理料の 初回算定

平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月
初診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)	再診(対面診察)

遠隔診療開始

3ヵ月に1度の対面診察

平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月
再診(対面診察)	再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)	再診(対面診察)	再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)

3ヶ月に1度の対面診察

3ヵ月に1度の対面診察

平成31年4月	平成31年5月	平成31年6月	平成31年7月
再診(対面診察)	再診(遠隔診療)	再診(遠隔診療)	再診(対面診察)